

静岡県リサイクル製品利用推進要綱

平成 17 年 10 月 18 日
静岡県告示第 1170 号

第 1 目的

この要綱は、リサイクル製品の利用の推進を図ることにより、廃棄物の減量と再利用を推進し、もってリサイクル社会の構築を目指すことを目的とする。

第 2 定義

- (1) この要綱において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に規定する廃棄物をいう。
- (2) この要綱において「リサイクル製品」とは、廃棄物又は廃棄物であった物をそのままに、又は原材料として製造若しくは加工されたものをいう。

第 3 認定等

- (1) 知事は、リサイクル製品のうち、廃棄物の適正処理に資するものを静岡県リサイクル認定製品（以下「認定製品」という。）として、認定することができる。
- (2) 法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当する者は、(1) の認定を受けることができない。
- (3) (1) の認定を受けようとする者は、別に募集要項で定める募集期間内に、様式第 1 号による申請書を知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、(1) の認定をしたときは、様式第 2 号による認定証を交付するとともに、公表するものとする。
- (5) 認定は、原則として毎年度 2 回行うこととし、その時期は別に募集要項で定める。

第 4 認定審査

- (1) 知事は、第 3 の(1)の認定をする場合においては、その適否等について静岡県リサイクル製品利用推進・認定審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- (2) 委員会の組織及び運営等については、別に定める。

第 5 認定対象製品

第 3 の認定の対象となるリサイクル製品は、次の各号に掲げる要件に適合しているものとする。

- (1) 現在県内で販売されているもの又は申請から 6 か月以内に県内で販売されることが確実なものであること
- (2) 県内で製造又は加工されるものであること

- (3) 生活環境の保全に関する措置が講じられている事業場において製造又は加工されるものであること
- (4) 別表に定める静岡県リサイクル認定製品認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していること

第6 認定期間等

- (1) 第3の(1)の認定の有効期間は、知事が認定した日から5年間とする。
- (2) 第3の(1)の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、(1)の期間が満了する場合において、その更新を希望するときは、様式第3号による更新申請書を知事に提出しなければならない。
- (3) (2)の更新の申請があった場合において、認定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- (4) (3)の場合において、認定の更新がなされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (5) 第3の(1)及び(3)、第5並びに(1)及び(2)の規定は、(2)の規定による更新の申請があった場合に準用する。

第7 認定の取下げ

認定事業者（第6の規定により更新された者を含む。以下同じ。）は、次のいずれかに該当したときは、遅滞なく、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 認定製品の製造若しくは加工場所の変更、用途の変更又は使用廃棄物の使用量、割合若しくは種類の変更を行おうとするとき
- (2) 認定製品の製造若しくは加工を終了したとき又は認定継続の意思を失ったとき

第8 変更の届出

認定事業者は、第7(1)に規定する変更以外の申請事項の変更をしたときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

第9 認定の取消し

- (1) 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - ア 認定事業者が第3(2)に該当するに至ったとき
 - イ 認定製品が第5に定める要件に適合しなくなったとき
 - ウ 認定事業者が第7(1)又は第8の規定による届出をしなかったとき
 - エ その他知事が認定を取り消す必要があると認めたとき

- (2) 知事は、(1)の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。
- (3) (1)の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定事業者が当該損失を負担しなければならない。

第10 認定製品の表示

認定事業者は、認定製品に次のいずれかの表示を行うよう努めることとする。

- (1) 「静岡県リサイクル認定製品」の文字の表示
- (2) 様式第6号の静岡県リサイクル認定製品マークの表示
- (3) (1)及び(2)の表示を同時に使用した表示

第11 誤認表示の禁止

何人も、認定製品以外の製品に第10に規定する表示を使用し、又は認定製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

第12 県の責務

- (1) 県は、県民、市町及び関係機関に対し、認定製品の広報を図るとともに、その積極的利用を呼びかけるものとする。
- (2) 県は、県が行う工事、事務用品等を発注する場合に、品質面、価格面等において、その品目と同等の認定製品がある場合は、他の基準、施策等に配慮した上で、認定製品を積極的に使用するものとする。

第13 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を自己点検し、その結果を様式第7号により知事に報告するとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。
- (2) 認定事業者は、前年度の認定製品の販売実績を様式第8号により知事に報告しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定による報告は、毎年4月30日までに行わなければならない。ただし、新たに認定を受けた認定製品に係る報告は、認定を受けた年度の翌々年度から行うものとする。
- (4) 認定製品の流通・販売過程において消費者との間で製品の品質、性能、安全性等の問題が発生した場合は、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
- (5) 認定事業者は、認定製品の利便性向上、販売促進等の利用推進に取り組まなければならない。

第14 報告

知事は、必要に応じ、認定製品の認定基準への適合状況等について、認定事業者又は原材料を排出する者若しくは納入する者から報告を求めることができる。

第15 立入調査

知事は、必要に応じ、職員に申請者及び認定事業者の製造事業場等に立ち入らせ、第5に係る調査を実施させることができる

第16 所掌

この要綱に関する事務は、くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課において所掌する。

第17 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年1月31日告示第116号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年5月18日告示第570号）

この告示は、公示の日から施行する。

この告示の施行の際、現に改正前の静岡県リサイクル製品利用推進要綱の規定及び様式により提出された申請書は、改正後の静岡県リサイクル製品利用推進要綱に相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日告示第326号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第242号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成30年7月20日告示第532号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日告示第396号）

- 1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（令和元年7月1日告示第125号の3）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月9日告示第164号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定により取り扱った認定及び認定事業者の責務については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現に改正前の従前の様式により提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際、現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 静岡県リサイクル認定製品認定基準

区 分	認定基準等
安全性への配慮	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による特別管理一般廃棄物*¹及び特別管理産業廃棄物*²を原材料としていないこと</p> <p>2 土壌汚染の未然防止のため、土壌に溶出する可能性のあるもの*³については、次の基準等に適合していること</p> <p>(1)環境基本法(平成5年法律第91号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準(土壌溶出基準)</p> <p>(2)ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準(次に掲げるリサイクル製品に該当する場合に限る。)</p> <p>ア 原材料に、廃棄物焼却炉(同法第2条第2項に規定する特定施設に限る。)において廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(廃ガス洗淨施設から排出されたものに限る。)、燃え殻又はばいじん(集じん施設によって集められたものに限る。)を使用したもの</p> <p>イ 燃焼、炭化等の工程を経たもの</p> <p>ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>3 その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること</p>
規格等	<p>次のいずれかの規格等に適合していること</p> <p>1 J I S規格*⁴</p> <p>2 J A S規格*⁵</p> <p>3 エコマーク認定基準*⁶(再生資源使用割合を除く。)</p> <p>4 静岡県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等</p> <p>5 その他知事が適当と認めるもの</p>
廃棄物等使用割合	<p>次の使用割合を満たしていること</p> <p>1 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針(平成13年10月1日制定)に定める特定調達品目にあつては、当該品目の判断基準及び配慮事項に記載された再生材等使用割合</p> <p>2 1を除き、エコマーク対象商品類型の品目にあつては、当該商品類型認定基準等に定められた再生材等使用割合</p> <p>3 その他知事が認める廃棄物使用割合</p>
利用推進の取組	<p>製品の販売目標とこれを達成するための具体的な取組があること</p>
その他	<p>知事が特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの</p>

* 1 特別管理一般廃棄物

- ・ P C Bを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジ等の部品
- ・ 血液の付着したガーゼ等の感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等

* 2 特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類）
- ・ 廃酸（pH が 2.0 以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pH が 12.5 以上の廃アルカリ）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・ 有害汚泥、P C Bを含む廃油、P C Bに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物） 等

* 3 「土壌に溶出する可能性のあるもの」とは、屋外使用の製品のことをいう。ただし、新たに環境を悪化させる土壌への溶出の可能性がない自然由来の製品は除く。

* 4 「J I S規格」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。

* 5 「J A S規格」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律 175 号）第 7 条の日本農林規格をいう。

* 6 「エコマーク商品認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準をいう。